進むマイナンバー制度
～行政手続きの一部が簡略化されます～

マイナンバーは、日本に住民票を有する全ての人（外国人も含む）が持つ12桁の番号です。また、マイナンバー制度とは、複数の機関に存在する特定の個人情報が同一人の情報であるということを確認するための基盤のことです。マイナンバーを利用することにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会の実現を目指します。今回は、これから始まるマイナンバー制度の取り組みについてご紹介します。

問い合わせ　経営企画課（内線439）

マイナンバー制度の情報連携

情報連携で何が変わるの？

これからは、マイナンバーを利用して、異なる行政機関の間で情報を有効活用することができるようになります。これにより、市役所などで行ってきた行政の各種手続きにおいて、添付する必要がある書類（課税証明書など）の一部を省略することが可能になります。

いつから？

本格的な運用は、平成29年10月頃から始まる予定です。既に7月18日から試行運用が始まっていますが、試行運用期間中は、従来どおり添付書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

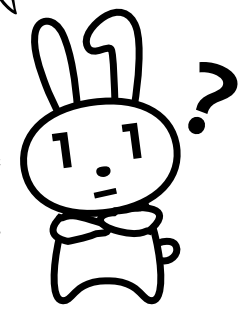

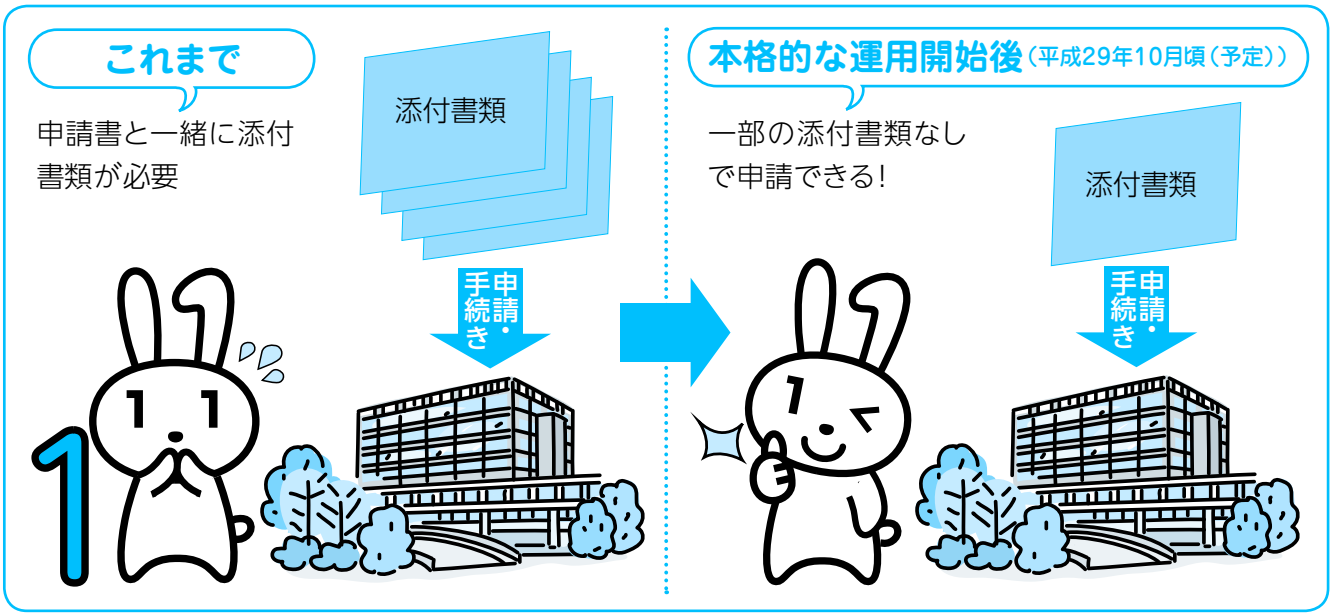

マイナンバーカードを作成しましょう!!

マイナンバーカードを持っていると、さまざまな場面で行政手続きをスムーズに行うことができるようになります。また、戸田市に住民登録している人はコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できます。引き続き、サービスメニューの検討を進めていきますので、ぜひマイナンバーカードを作成してください。

マイナンバーカードに関する問い合わせ　市民課（内線205）

個人情報の保護について

マイナンバーは、使用できる用途が法律で制限されており、システムなどさまざまな面において厳格に運用されています。